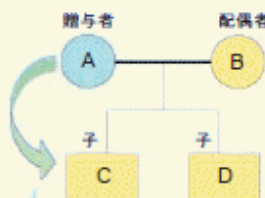


《 事 例 》

夫婦と子2人の家族で、
子CはAからの贈与について
相続時精算課税を選択し、2回の贈与を受けていた。

(1年目 1,500万円)
(2年目 1,800万円)



相続時精算課税を
選択

選択をするためには…

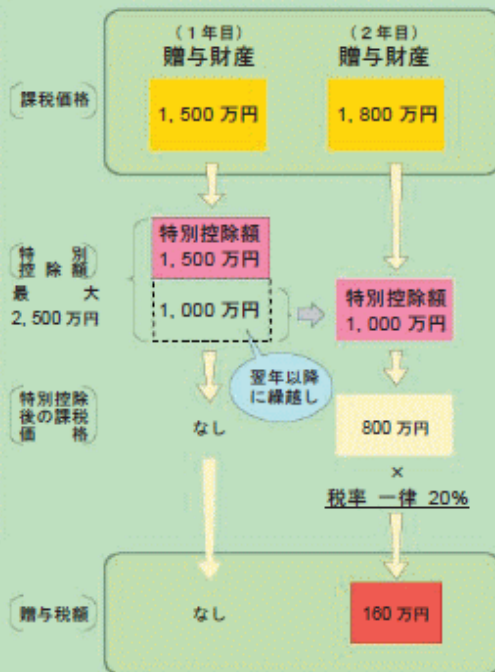
相続時精算課税の選択をしようとする受贈者は、その選択をしようとする贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日(3月15日が土曜日又は日曜日である場合には、その直後の月曜日)までの間に、相続時精算課税を選択する旨の「届出書」を「贈与税の申告書」とともに提出しなければなりません。

贈与者(父又は母)ごとに「届出書」の提出が必要です。

選択をした年分以降の贈与については…

- 「届出書」に記載された贈与者からの贈与については、その贈与者が亡くなるまで相続時精算課税の適用が継続されます(選択を撤回することはできません)。
- その贈与者からの贈与については、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日(3月15日が土曜日又は日曜日である場合には、その直後の月曜日)までの間に、贈与税の申告をする必要があります(この期間内に申告がない場合には、特別控除の適用を受けることができません)。
- その贈与者以外の人からの贈与については、1ページの「暦年課税」により贈与税額を計算します。

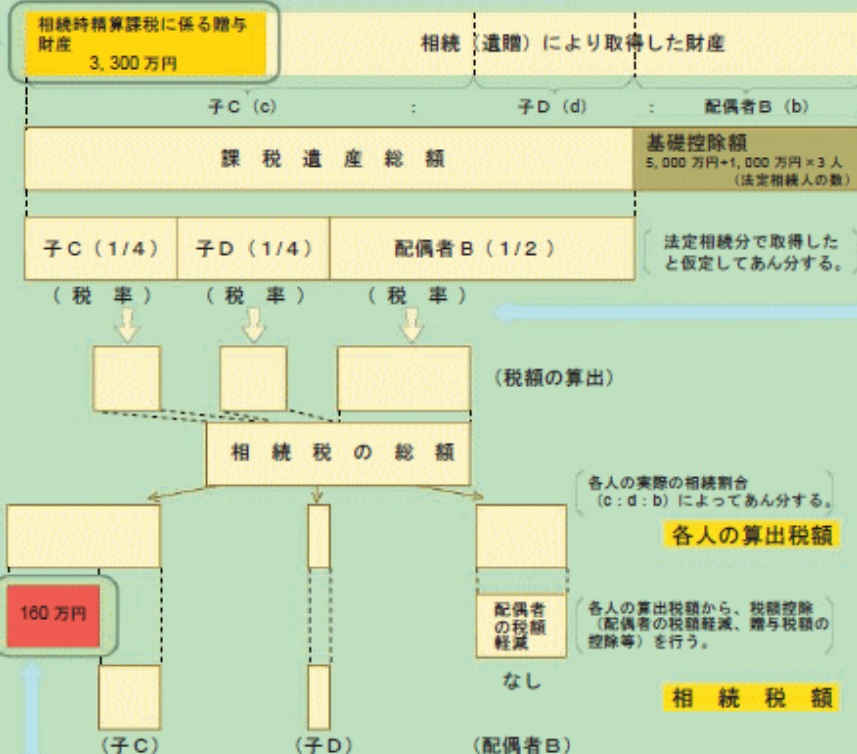
贈与税額の計算



加算する時の贈与財産の価額は贈与時の時価です。

相続税額の計算

贈与者Aが亡くなった場合



相続時精算課税に係る贈与税額を控除します。
控除しきれない金額がある場合には、還付申告をすることができます。

◎ 相続税の速算表

(平成15年1月1日以後の相続)		
法定相続分に 応ずる 取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

債務及び葬式費用については…

- 被相続人が残した債務及び葬式費用については、相続(遺贈)財産の価額に相続時精算課税に係る贈与財産の価額を加えた価額から控除します。